

会 議 録

会議の名称	第3回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会
事務局	<p>子ども家庭部 子ども家庭部長 大澤 秀典、子育て支援課長 富田 絵実 子育て支援係長 福井 英雄 子ども家庭支援センター長 秋葉 美苗子 児童青少年課長 鈴木 剛、児童青少年係長 前田 裕女 児童館主査 森 直人</p> <p>教育委員会 指導主事 西尾 崇</p>
開催日時	令和2年11月26日(木) 午前10時から正午まで
開催場所	市役所本庁舎第一会議室
出席者	<p>部会長 水津 由紀 委員 小川 順弘、長岡 好、鈴木 隆行 コンサルタント 桑原 大実 アドバイザー 喜多 明人、半田 勝久</p>
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	5人
会議次第	<p>1 開会 2 議題 子どもオンブズの在り方について 3 その他</p>
会議結果	別紙のとおり
発言内容 発言者名	別紙のとおり
提出資料	<p>次 第 資料9 部会委員意見一覧(検討事項込み) 資料10 相談救済の流れ(出典:川崎市) 資料11 連携ヒアリング結果</p>
その他	

○水津部会長 　少し定刻を過ぎましたが、ただいまから第3回子どもの権利部会を開催いたします。

　本日は、古源委員と石川委員から欠席の連絡をいただいております。また、指導室長の代わりに西尾指導主事にお越しいただいているということで、ありがとうございます。あと、子ども家庭部長が公務の関係で少々遅れて参加をすることで連絡が来ておりますので、よろしく願いいたします。

　なお、本日も半田先生にも御参加いただいているのと、喜多先生にも御参加をいただいております。よろしく願いいたします。

　早速、議論をしていきたいところですが、振り返りの資料を事務局からお願いしてよろしいですか。

○児童青少年係長 　まずは、配付資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいているもののほか、本日、机上にお配りしているのが、前回の子どもの権利部会以降に頂いた意見・提案シート。それと、今、議案説明をしている最中なので、本日御案内できるかは分からないんですが、いじめ防止対策推進条例の参考も置かせていただいております。

　前回の振り返りについてですが、前回は資料7で、市のほうから現状、考えているオンプズの在り方、役割についてお示しし、その設置の目的について御議論いただきました。その中で、個別救済については連携の部分ですとか、匿名性の担保による相談ハードルを下げること、あと、ワンストップ解決を目指すべきというようなお話をいただいていたところです。

　また、2つ目として提示した子ども自身の問題解決力を底上げする役割については、大人の意識変革にしても、問題解決力という言葉にしても、表現として違和感があるというお話の中で、大人だけでなく周りの友達とか困り事に気づいた子どももという御意見や、教育的な強制力を持った向上は違うのではないかというような御意見をいただきました。

　本日、配付している資料9を御確認ください。今までいただいた御意見の要旨と課題について、項目ごとに整理いたしました。この項目は、先ほど、半田先生から御紹介い

いただいた条例の項目に分類させていただいております。白地の部分は当該項目にいただいた御意見、灰色の部分は資料3の調査結果などから出てきた課題部分や、半田先生から整理の必要があるとアドバイスをいただいた検討をまとめたものになります。今後は、まだ御意見をいただいている部分も含めて、それぞれの項目についてそれぞれ御意見をいただいて、順次、この資料9を更新していきたいと考えております。

前回では、個別救済が一番大事というお話があったため、相談から救済、解決までのイメージ共有のため、資料10を御用意しました。こちらは川崎市の人権擁護オンブズの表になります。

資料10を説明させていただきますと、まず、例えば子どもからの相談が電話で入った場合、1回の電話のやり取りで助言、支援を行って解決するパターンが1つ。1回では終了しない場合は相談継続となり、右側の①のように、継続支援を行っていきます。この段階でオンブズパーソンを交えたケース会議のようなものを行い、どのような支援を行っていくかの計画を立てます。そして、解決に向けた助言、支援、あと関係機関への協力依頼を行って、場合によっては、オンブズや調整員が直接入りながら子どもの思いを伝える④の調整活動を一緒に行っていく形です。この助言支援や調整活動で解決しない場合には、②の救済の申立てを行います。これにより、関係者等への調査等を実施できることが川崎市では条例に規定されています。さらに、申立てのない案件についても、自己発意によって調査できることも規定しています。

調査活動と調整活動の違いについてですが、条例で規定している調査活動は、右側の③の説明になるんですが、本人を取り巻く関係者に対して説明や資料の提出を求めて、人権侵害の事実確認を客観的に把握するということです。調整活動は、先ほども少しお話ししましたが、右側の④に記載があるとおり、子ども本人と学校の先生だったり、保護者といった関係者の間に入って、本人の思いを代弁して伝えたり、本人が話すのを後押ししたりということで、本人が嫌だと思っている関係修復を行う活動で、権利侵害の被害拡大予防とか未然防止とか、そういった役割があります。

また、申立てによる救済は事実関係を明らかにして、権利侵害の是正を促す方法ですが、子どもによっては事実を明らかにすることよりも、関係が修復されることによって状況が改善されて、安心できる場合もあるため、子どもオンブズワークとしては、特にこちらの調整活動のほうが重要視されている活動になります。

話がそれてすみません。申立てを受理した案件は、必要に応じて勧告や意見表明、是

正要請等を行うことが条例で規定されています。処分の大きさでいえば、意見表明が一番軽いと言ってはあれですけど軽く、次いで注意を促す勧告、是正を求める要請、これは市部局になのか、関係団体が市以外の施設なのかで異なることが多いですが、そういった形になります。また、川崎市には規定はありませんが、その他の市では公表という手段を一番大きな処分として置いているところもあります。

相談から救済、解決までの流れは以上です。

なお、川崎市での体制としては、子どもの権利擁護のほか、男女平等に関わる人権侵害事案についても所管をする人権オンブズパーソンという制度にはなりますが、権利擁護委員が2名、専門調査員が4名、事務局が4名という体制で、この資料10の解決を行っています。前回の委員意見でも、実際の申立て案件でなくても、解決していくにはマンパワーが必要じゃないかという御意見をいただいていたところです。

続いて、資料11を御覧ください。

前回、最も多くお話をいただいた連携と匿名性、オンブズの独立性について、幾つかの市から実際の運用について確認をしました。こちらの資料については桑原さんから説明をお願いします。

○桑原コンサルタント 前回の部会での御議論を経まして、全国にある子どもオンブズを設置している自治体のうち、6つの自治体に対して電話によるヒアリング調査を実施しました。ヒアリングの内容としましては、教育委員会や教育委員会以外の機関、あるいは県立や国立等の学校、民間やNPOとの連携状況や連携時に子どもオンブズの実際の強制力はどうなっているのか、また、関連機関との関係性を保つ上で、子どもオンブズの独立性の担保はどうしているのか、あるいは相談者の個人情報の取扱いについてどのようにしているのかについて、電話でお伺いさせていただきました。

ここでは、自治体一つ一つの詳細説明は割愛させていただくんですが、結果の特徴について簡単に御説明したいと思います。

まず、平時の関わりには差はあるものの、基本的には個別救済が必要な案件、調整活動の中で、オンブズの役割を現場関係者に理解してもらうことを丁寧に心がけることによって、同じゴールを目指して連携していけるという御意見がございました。また、虐待通告など、条例により上位の法律で定められている部分については、そちらを優先しながら連携しつつも、子どもの声を聞きながら、一緒に解決策を考えるという部分については大切に運用しているようでした。また、独立した監視機関として、是正のための

意見表明や勧告については積極的に行っていくべきだという自治体もあれば、そのことを全面的に出してしまうと、関係機関からの理解は得られづらくなり、結果、個別救済の弊害にもなり得るというお話も一方でございました。

連携体制が整うまでの過程につきましては、機関が発足した当初について、子どもオンブズの立ち位置については第三者性の特性が強く、信頼関係を築くのが難しかったというような意見が多く見られました。しかしながら、子どもオンブズの活動年数を重ねていく中で、関係機関における子どもオンブズの認知度が上がっていったり、あるいは学校において、教職員研修等で活発化した子どもオンブズに関する役割や業務内容を浸透させていくということがありまして、そういったことは確かにあるというような御意見をいただいております。

また、ほかの関係機関が既に動いている案件等については、子どもオンブズが介入や協力をしているかどうかについては、ほぼ全ての自治体において、まだそういった案件は発生していない状況でした。

次に、密な連携を取る上での独立性の担保についてですが、まず、情報連携、個人情報の共有等についてですが、こちらは全ての自治体が相談者本人の同意がない限りは、他機関への情報連携や共有はせず、子どもが安心して相談できるための匿名性の担保を第一条件としておりました。匿名性の担保によって、子どもオンブズの独立性を重んじるのか、それとも情報連携や共有を強化して、関係機関との関係性や柔軟な連携を実施していくのかについては、どこの自治体においても最も悩ましい課題であるように見受けられました。

最後に、関係機関との対立とその対策についてですが、多くの自治体が設置当初、発足当初は子どもオンブズの認知度が低いために、関係機関から警戒心を持たれるということ、煙たがられる関係であったということ。ただ、それを打破するために、例えば学校において子どもへの周知や教員への研修、あるいは保護者への子どもの権利に関する説明会の実施等を行っていきまして、また、地域に向けては、子どもオンブズに関する情報の公表を積極的に行うことによって理解を得るなどの工夫をされているようでした。

とある自治体では、子どもオンブズに関する解説書みたいなものを作って、パブリックコメントの時点から、子どもオンブズに関する情報を地域に全て公表していたというような御意見もあり、発足前に地域から子どもオンブズの理解を受けることができるような工夫を行っていらっしゃるようでした。

以上、雑駁ではございますが、資料11の説明を終了します。

○児童青少年係長 ありがとうございます。

補足ですけど、小金井市の子どもの権利条例では、子どもに分かりやすい表現をしているので、連携とか協力、協力は出てきますけど、「連携」という言葉はないですけど、第13条第7項で、「育ち学ぶ施設の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互いに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障されるように努力しなければなりません」と、協力の努力義務を規定するとともに、第16条の第3項で、子どもの権利侵害の救済に当たっては、「市は子どもや親等から救済を求められたとき、また子どもを救う必要があると判断した場合は、適切な措置を取ります。この際には、関係機関や関係団体と互いに連絡し、協力し合います」と規定しています。

資料の説明は以上です。

本日は、この中で、相談・救済に関わる部分と、連携や他機関の役割について、広く御意見をいただければと思いつつ、資料9でお示しさせていただいて、まだ意見の埋まっていない部分についても、時間を調整しながら、御意見を広く伺えればと思っております。

以上です。

○水津部会長 ありがとうございます。

事務局から御説明をいただきましたが、まず、ここまでのところで御質問があればと思うんですけども、大丈夫でしょうか。何分、本日は委員が3名ですので、よろしく願いいたします。

特に質問ということで、ありますか。

○鈴木委員 流れについてですか。じゃなくて、内容についてですか。

○水津部会長 今の報告について。

○児童青少年係長 資料説明をしてみたんですけど、伝わっていなかった部分ありますか。

○鈴木委員 では、資料の内容という意味で幾つかありまして、そもそもですけど、独立性をうたうと連携、情報共有が難しいという意味が全く分らないです。もしかしたら、これは小川委員や長岡委員に聞いたらいいかもしれないですが、学校や保育園とかそういう機関で、独立性のあるところから何か照会を受けたら、それは煙たいものなのかというのが市民としては知りたいところです。どうですか。

○小川委員 私の個人的な感覚からいえば、煙たくはないです。でも、感じるところもあるのかな

というのは、実感としてはあります。

○鈴木委員 ナンセンスな感じがするんです。よく分からない感情に対して制度設計をしなきゃいけないというのは変な感じがするので、別にいいんじゃないかと思うんですけど、何を問題として考えなきゃいけないかが分からないんです。

もう1個、関連する質問ですけど、このヒアリングをした相手は誰ですか。市の方なんでしょうか、それとも、実際にオンブズパーソンに聞いたんですか。

○児童青少年係長 資料11のヒアリングについては、私からそれぞれのオンブズパーソン事務局みたいなところに電話をかけさせていただいて、ある自治体は権利擁護委員の先生がいたのでそのままお伺いしたこともありますし、事務局長みたいな方が対応してくださった市もありますし、調査員の方にお答えいただいた市もあるので、一概にどの人に聞くということではなかったんですけども、内情をよく知っていらっしゃる方に対応いただいたという認識でおります。

○鈴木委員 つまり煙たがられていると感じているのは現場の人なのか、一步離れた運営者とか市側の人とかがやりにくそうだなと思っているのかというのが、ちょっと分からなかったもので。

○小川委員 いろいろな縦割りというか、細かいところのそごが生じているというのは確かにあると思います。例えば、この間もお話しましたがけれども、スクールカウンセラーに関わっていると、スクールカウンセラーの人にこの案件はどうなのかと言うと、これは個人情報なのでスクールカウンセラーとしては教えられないというようなことがあったりする。でも、学校としては子どものことなので知りたいということが、同じ校内の中でもそのような課題がある。

それから、例えば情報のことでいうと、幼稚園、保育園から子どものいわゆる調査票というようなものが学校に上がってくるんですけども、それを出してほしいという、やっぱり個人情報なので駄目だと。でも、公文書のはずなのに変だなと。ただ、私立の幼稚園のほうからは個人調査票の細かいものが上がってくるというようなことがあったりするということなんです。

それぞれでいろいろ理由はあるんだろうけれども、例えばオンブズパーソンだから、そこから要求すると全部出てくるというものではないなという感じはします。

○鈴木委員 現場の意見、すごいありがたいんですけども、今、個人情報保護は確かにすごいよく言われていて、結構いろいろところで足かせになっていると言ったらちょっと言い

過ぎかもしれないんですけども、動きにくさがあるものの原因の一つにはなっていると思うんです。

今言っている情報開示の問題というのは、例えば条例とかで規定して連携すると言ったら解決するものなのかとか、独立性と言ったときに、そうすると個人情報保護の観点から渡せませんということなのか、今言っている連携というのと、情報伝達というのと、何かちょっと違う感じがするんです。

連携といたら同じ組織になるから、そこでは開示したことにならないで見られるとかというわけでもないですよ。そうすると、情報に関しての公開の在り方というのはちゃんと決めておくべきだとは思いますが、それによって独立性が損なわれるというわけではないと思うんですよ。

だから、独立だと連携がとれないというのがやっぱり分からなくて、その部分、何かもうちょっと解決したいというか、うまく設計したらいいのかなという感じがするんですけれども。

○水津部会長　　今、御質問の中で、先ほど事務局が今日の議論とするところで、連携とかほかの役割という話が出ていたところがかなり議論になってきているので、このままその辺りについて御意見をいただきたいかなと思うのと、その辺のところは、半田先生はいかがでしょうか。

○半田先生　　それぞれ学校であったり施設であったり役所に応じて、法に基づいていろいろな活動をしていると。そうすると、それぞれが守秘義務を持っていたりするわけですね。オンブズが調査に行くときに、そういった子どもの権利侵害があったときに、その子を権利侵害から救済していくためには、そのオンブズに協力しなければいけないという義務とかを条例に課すことにより、オンブズも守秘義務を負い、向こうも守秘義務を負い、その範囲の中で当該子どもの最善の利益を確保し、権利侵害からの救済をしていくためにその情報を開示してもらうことができるという法的権限というものを持たないと、どれだけ相談の延長上の対応に行ったとしても、向こうは守秘義務ということを基に開示してもらえないので、そういった意味においても、まずは調査権限を条例上課すということの必要性があると。

その上で、あくまでもオンブズパーソンの目的は子どもの権利救済とか、子どもの最善の利益の実現という観点から入っていくわけですので、そこの中において必要な情報を得ていくとともに、その子どもを救済していくのはオンブズパーソンだけではできな

いので、その子の関係性をどのように調整するのかということは、その子が関わる周囲の関係機関とか、あと、その子が所属する当該機関の中で支援をしてもらったり、またはその子を救済していくために、オンブズパーソンと話をしながら連携する中で対応していかなければいけないので、調査をするということと、またはその子の権利救済をしていくために連携をしていくというところの概念が交錯しているところが、なかなか難しいところになっている。

でも、鈴木委員がおっしゃられるように、その独立性の部分と連携の部分というのが、独立性が担保されているから連携ができないということではないので、そういったお互いの立場を尊重しながら対応することができるための制度設計をしていくということが重要なのではないかなと僕自身も思います。

○児童青少年係長 私の個人的なイメージなんですけれども、例えば自分の会社に弁護士の査察が入りますと言われたら、法で決められていることなのでそれは従わなきゃいけないけれども、現場としてはもやもやとする感じがイメージつくかなと思うんですね。

今回は、子どもの権利というところで考えるとちょっとイメージがつきづらいとは思いますが、現場の肌感覚としては、今まで必死に自分たちでちゃんと申告もしていたのに、それをまた調査されるの？とか、そういう外部の介入に関して肌感覚でちょっともやもやというか、本当に受けなきゃいけないの？みたいなことがあるのかなというのが、ヒアリングで私が個人的にイメージした、ちょっと壁があるというのか、介入しづらいという雰囲気の正体なのかなと思います。

独立性の部分というのは、独立性をうたい過ぎてというか、権限あるぞみたいに乗り込んでこられるとその壁がちょっと厚くなるので、権限あるぞで乗り込むんじゃなくて、一緒にこの子をよくしてあげましょうねという関係性で乗り込んでいきたいんだよ、そういう施設なんだよというところを伝えるのが、苦心するというようなお話のイメージだったんですけれども、伝わりますか。

○水津部会長 それはヒアリングから出た現状の感覚ということですよ。

○児童青少年係長 そうです。

○水津部会長 このヒアリングしたところは全て条例を持っている。

○児童青少年係長 持っていて、子どもオンブズを動かしているところなんですけれども。

○水津部会長 にもかかわらず、やっぱり基本的にそういうものがなくはないというのが、ヒアリングで出てきた結果だとは思いますが。

○鈴木委員 その場合の連携が難しいと、バランスを取るのが難しいという、その具体例が分からないんですけども、税務署の話だとすると、調査が入ったら苦々しくは思っても協力するじゃないですか。それを協力しないみたいなケースを考えているんですか。それとも、さっき半田先生がおっしゃったようにサポートする、救済をしようとするときに子どもを取り巻く環境として、各機関がみんなでやるというときに足並みがそろわないというような意味なんでしょうか。

○児童青少年係長 ヒアリングをしたところで感じたところとしては、どちらかというと前者に近くて、一度そういうきつく注意をピピーッとしました、レッドカードを出しましたとすると、その人たちが乗り込んできたらまたレッドカードを出されるのかみたいな障壁が現場ではできてしまって、同じ方向を向くのがその障壁によって難しくなってくる、保身が入ってくるというか、そういった形で関係が硬直しちゃうことが、連携の難しさというところの言葉なのかなと個人的には感じながらヒアリングしていたんですけども。以上です。

○水津部会長 これ、非常に、やってみた中でのヒアリングなので難しいことはあると思うんですけども、それを踏まえて、本市の条例の中で何を盛り込むのかということを議論していくのかなと思います。

あと、いかがでしょう。

部会長なのに発言あれですけども、半田先生から名古屋の最初のお話で、設置義務のところですごく全人類的なことというか、そういうふうにも子どもたちを見なくては、いきましようみたいな、そういう意思の持った設置義務を書かれているところがすごく印象的だったので、一つ、そういうようなイメージのものを共有することで、いろいろな、文章でどうこうということになるかもしれないけれども、それはすごく大事なことだと思うので、そういう意味合いのものを入れていくというのも一つの手だと思うし、あと、世田谷のを改めてよく読ませていただいたら、柔らかいんですね、表現が。行政用語をなくしているのかな、何だか読みやすく見えるんです、いろいろな表現とか。

だから、そういうことも、もしかしたら工夫としてあったほうが、それに関わる人だけじゃなくて、市民の人が見たときも、ああ、こういう意味ねというのが分かるような文言の選び方というの、ある意味大事なのかなと、今日、感想として私が思ったことなんですけれども。

○長岡委員 独立性をうたうと連携が難しいというところは、そんなに言っているのか分からない

いんですけれども、そういうヒアリングもあったということであって、オンブズが認知されるにしたがって、ほかと連携していくことができるようになったというヒアリングのこともあるので、そういう時間的な経過を希望的観測として持っていていいんじゃないかなということと、保育園でいうと、やはり集団での子どもたちとの、対応することに当たって専門の機関が入ってくださることは物すごく歓迎なんです。どちらかという、私たち知識がないので、きりりさんが入ってくださることは本当にありがたい。

園で言うと、保育園のイメージとしては、ほかの連携機関との連携をすることによって専門的な知識を得られるということでもありがたく、臨床心理士の方も作業療法士の方も入っていただいているという状況があります。

半田先生がおっしゃったように、法的根拠を持たすということで、さらに連携することができるようになるということであれば、理解を進めていくという形でどうかななんて思うんですけれども。以上です。

○小川委員 オンブズのことについては、市民や、それから、関わる組織が共通の理解をしていくということが一番大事だと思うんです。本当に子どものためにというところで出発しているわけですから、いかにこの内容を、オンブズの内容を共通理解し広報していくかということが大事だなと。

というのは、前回、傍聴の方から子どもの権利条約を含めて学校でやっているんだろうかというようなお話をいただきました。きちんとそういうところも知りたいという御意見だったので、学校としては開かれた教育課程とか言いながら、実際にはなかなか伝わっていないんだなということがよく分かります。

実際に、学校としてはこういうようなもの、東京都がこれを全教職員に配っている。1冊だけです、こういうのは。これを基にして細かくこういうふうにやってください、やるんだよということを示しています。

それから、もう一つ、これはどこの教育委員会にも置いてありますし、御家庭にも配っているんですけれども、「みんなの幸せをもとめて」という、こういうのは教育委員会に必ず置いてありますし、配られているはずなんです。

というようなことがあるんだけれども、十分理解されていないということを考えると、今度のオンブズの制度についても、公的に関わる側と、それから、市民の皆さんにどういふものなのかということ、いかにアナウンスしていくかが大事だなと再度思いました。そのところを考えていくといいかなと思います。

○半田先生 長岡委員がお話された、調査に入ってこられる、相談の延長上で入ってこられる人たちに法的根拠があって調査に来ると。その安心感というのはすごいあると思うんですね。わけの分からないところに子どもの権利を侵害されている、守るためにこの情報を出してくれと言われても、いや、うちの機関としても守秘義務があるからそれは出せないというところだったけれども、相手が条例上の根拠をもって情報を出してくださいという、相手側としても分かりましたと、守秘義務もちゃんと守ってくれるんですねということで出しやすいということはあるのかなと。

あと、独立しているとか、第三者性がある機関であるからこそ一緒に連携をしながらその子どもの対応をすることができるという、それも安心感につながるのかなと。

しかしながら、調査対象になったり、相談の延長上で訪問されるという側にとって見ると何を言われるか分からない、もしかすると是正要請とか勧告をされるとかになると、これはとんでもないことになるんじゃないか、または、教員としてはこれだけ丁寧にやっているのに、何かあると、そこから学校、教員の問題ということで、何かとんでもないことにつながっていくんじゃないかという不安感もあると思うんですね。

よって、制度上の設計の部分と、その制度設計を基にどのように運営していくのか、運営していく側が調査権とか勧告権というものをかざしながら入っていくということではなく、あくまでもこの子の苦しみとかしんどさというものを、一緒になって救済とか解放していくことにつなげていきたいという姿勢を示していきながら、そういうようなケースを積み重ねていくことにより、小金井市はこういう機関があると、あそこにむしろ入ってもらったり、一緒に考えていく中で、うちも助かったよ、この子は本当に元気が回復したよという文化が広がる中で、子どもの権利とか、子どもの最善の利益を確保という視点から、小金井市は子どもに対応していくんだという文化が創られるというところが、一つポイントになってくるのかなと、委員の皆さんの発言を伺いながら考えたところです。

○水津部会長 ありがとうございます。

○長岡委員 資料11の3の(1)情報連携というところを見ると、先ほども御説明いただいたように本人の同意を基に、その場合に情報連携をするというところが多いというお話をいただいていたと思うんですけども、本人の同意が得られない、危険な場合のみはということもあるようなので、こういうことも踏まえると、さらに本人の同意があれば、本当に情報連携をしてほしいという願いもあるので、そうすると、なおいいかなと

思うんですけども。

○水津部会長　ありがとうございます。そうですね、相談の中での匿名性の担保ですとか、そういうことも重要だということ、お話としてはあると思うんですけども。

あと、ほかに、今、連携の話はかなり出されたと思うんですけども、そのほかで相談の体制のこととか、いろいろ御心配の部分があったと思うんですが、そういうこととか、救済に関わる具体的な、今の匿名の担保というものも非常に大切なキーワードだと思うんですけども、何か御意見としていただければと思うんですが。

○鈴木委員　さっきの続きです。本人の同意のところなんですけれども、これは年の低い子というか、幼児期とかそういう感じの子に対してはどのようなふうに対応するんですか。いまいちよく分からなくて、よく分からないというようなコメントだったとき、同意が得られなかったとすると動けなくなっちゃうと困ると思うんですけども、それは何か先行事例とか、どうしているのかとかあるんですか。

○児童青少年係長　ヒアリングをした自治体では、幼児の相談というのが多い印象はなかったんですけども、本人の望む形の解決を目指すのがオンブズの役割になるので、本人が話しただけですっきりした顔をしていれば、ほかに波及することもない。本人がお母さんに伝えたいことがあるとか、それぞれの年齢に応じて出してくる言葉は違うとは思いますが、どういう解決をこの子は望んでいるのかを一緒に考えていく中で、本人から同意という言葉だとちょっと堅いんですが、希望を聞き出す、こっちから、じゃあ、こうしてみようか、ああしてみようかというのをオンブズから提案してみて、うんと言ってくれば、それでも同意になる年齢もあると思いますし、そういった中で本人の同意の下、一緒に協力して関係を修復したりというようなことが、本人同意という意味なのかなと思うんですけども。

○水津部会長　半田先生、何か年齢が低い場合の対応とか、そういう事例とか、やり方とかというのはいかがでしょうか。

○半田先生　子どもの年齢が高い低いに関わらず、発達段階に応じて、こちらが解決をあてがうということではなく、前田さんもおっしゃったように一緒に考えていく、時には小さい子どもは判断することができなかつたりする場合には、でも、「こういうふうにするのはどうかな？」とか「これは嫌な気持ちはする？」と言ったときに、「嫌だ」と言うことに関してはしないということでもあるかなと思いますし、そこが、まず子どもの意見表明権というものをまず確保する。それはちゃんとした意見を言うだけではなく、その子

がどういう気持ちでいるのかというようなことを酌み取るということもそうですし、あくまでもそれを子どもの権利という視点から最善の利益を確保していくためにどう判断するのかというのは、専門的機関の役割でもあるのかなと思います。

あとは、やはり親が第一義的養育責任を有しているということも考えると、親に確認を取っていく、ただ、親の気持ちと子どもの気持ちということが違うこともあるので、その場合は、専門的な判断の中で子どもの気持ちや子どもの状況というものを判断しながらの対応を検討していくということが重要なのかなと思います。

○鈴木委員　もちろん、多分そういうことになると思うんです。その場合には、かなり個々人の相談員、オンブズの方の力量によるのかなと思うので。

○半田先生　おっしゃるとおりだと思います。

○鈴木委員　今、考えなきゃいけないのは、そういう制度をつくるための条例なりシステムをつくる段階で、個人の相談員の力量による、裁量に任せる、現場の状況によるという部分と、ここはつくらなきゃいけないという部分を切り分けないといけないですよ。

情報開示に対する権限というのは持たせたほうが良いと思うんですけども、同意を得るというのが、どれぐらい強く制度の中に盛り込んでおくかとか、もうちょっと聞いて、同意というよりは、子ども主体の文言にしてもいいのかもしれないですね。子どもが望む形で解決するようとか、してほしくないときはしないみたいな、その辺が結局、現場判断でケース・バイ・ケースになっちゃうと思うので、少し柔軟な運用ができるような制度設計にしないといけないなと思いました。

○水津部会長　そこは責務の基本になりますかね。

○子ども家庭部長　一般的にまず条例というものと、あと当然オンブズでは、今後、多分独立性というような形になると、やっぱりその中でいろいろケース会議を開いたり、どういうふうに対応していこうかと、要はその中で会議の運営の仕方、対応の仕方というの、またあるのかなと思っています。

じゃあ、そこまで条例ではめるのかというと、やはり実際運用するところの中で、要はメンバーになった職員の中でルールを決める、そういうようなのも独立性の一つという考え方にもなると思うので、どこかの線引きというふうな形で考えるほうが分かりやすいのかなという思いは、取りあえず今のところは持っています。

まだ最終的に案を示しているわけではないので、皆様方の意見を踏まえていく形になると思うんですけども、全てが全て条例でがっちりというよりは、やはり現場サイド、

委員さんの中での協議の中で必要なものというのも当然あると思っています。ですので、そこはそこの中でまたルールを決めるというような形のやり方が一番スタンダードかなという思いは、個人的には持っています。

○鈴木委員　　そういう意味からすると、本来的にはオンブズをやっていただく方の意見がある程度欲しいなという感じがするんですけども、そこまで条例でやられちゃうと動きにくいのか、そうすると、今回の場合には半田先生にかなりその辺の意見をお伺いすることになるのかなと思うんですけども、つまり、僕らみたいなのは分からない部分もあるんですね。

　　実際、現場で子どもに対して相談を受ける立場だと、これぐらいは権限として欲しいけれども、こういうふうにしろと言われちゃうと動きにくいのかっていうのが多分あると思うので、その辺を少し詰めていただけると、こちらとしても、案があればそれはいいと思うし、これはもうちょっとこうしたほうがいいんじゃないかとか言えるんですけども、今の段階では理念だけあって、そういう形で進めてもらえれば、その先、話しやすいかなと思います。

○水津部会長　　そうですね。もし、足りないものが、文言が上がってきたときに、それに対して疑問として、この部分はどうか対応できるのかとか、この部分が不足しているんじゃないかということは、またここで御議論いただいて、表現を変えるなり、別のところで何かをつくったりというような、そういったのがあるかと思うので、皆さんの御意見としては、相談員なり、システムがすごく重要だよということが、今の御意見としてまとめられるところかなと思います。

○小川委員　　鈴木委員の考えと共通しているところがあるんですけども、相談や救済の流れ、組織としてはこの形、それから、法的なところではこういう形というのが、かなり具体的に示されてきて理解できているんです。これはすばらしいなと思います。ということ、先ほども話出ましたけれども、どのような人が関わるかということがここに書かれています。当局としては、担当する方、どういう方を考えているのかなということをお聞きしたいなと思います。

　　というのは、例えばこれを市民公募でやりますと、全くの素人の方が来るのか、少し専門的な知識を持っている方が来るのか。物すごいプロフェッショナルを考えているのか、専任にするのか嘱託にするのか。もっと言うと、年間でどの程度の予算を考えているのかというマンパワーのことを考えると、ちらっといろんなところでお話を聞いたり

すると、やっぱり嘱託が3人ぐらいというか、常任ではない方が3人ぐらい、アドバイザーが2人ぐらい。それから年間で契約するということを考えると、諸経費等々を含めて2,000万円は年間でかかると思うんですね。その点、どの予算で遂行することが可能なのかというのは、どんな判断をせっかきをしていらっしゃるかをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○水津部会長　大澤部長から、今お話しできる範囲でお願いします。

○子ども家庭部長　最終的には、このオンブズにどういうふうな役割を持たせたり、恐らく、いわゆる権利擁護委員さんほどこも、前に半田先生に資料を作っていたいただいて、スタッフとか、各市の自治体の資料をお出しいただいていたかと思っているんですけども、小金井市の人口からいきますと、2人ないし3人ぐらいというのが、まずイメージがつくかと思っています。

ただ、生業を持っていらっしゃる方、例えば弁護士さんであったりとか臨床心理士さんであったりとか、そういう方になられている方が結構多いのかと思っております。ですので、そういった方に交互に来ていただくとか、隔週で来てもらうという形になって、いわゆる特別職の非常勤の公務員さんという形で対応していただくというのが、まずスタンダードに考えられます。

その後、いわゆる調査員さん、多分、一番最初にお子さんのお話を聞く方になるのかなという思いも持っているんですね。ですからそこに関しては、通常、いわゆる職員という形になるのかと思っています。

ただ、そこが我々みたいな正規職員になるのか、あとは、いわゆる今は会計年度任用職員という、週に30時間の方、そういう形も視野に入れていく形になるかと思っておりますし、その調査員さんが、果たして私みたいな事務系の職員がいいのか、逆に、やはり同じように専門職、社会福祉士さんであったりとかいった資格を持っていらっしゃる方がいいのか。また、当然、細かい事務もあると思っています。

それとともに、児童青少年課がこのオンブズの取りあえず組織というか、見守っているところがありますので、機動的には、うちの組織の中に職員さんが増員される、加わるような形を今イメージとしては持っているところですけども、あくまでも、まだ最終的に人事当局と調整しているわけではないんですが、イメージ的には、権利擁護委員が2人ぐらい、あと調査員が2ないし3人ぐらいあるような組織になると、今で言えば、うちに係長がいたり、その下に職員もいますし、課長もいますが、そういった中での運

営がまずスタンダードに考えられる組織なのかというところで、ちょっとイメージ的な話で申し訳ないですが、そのような形で思ってもらえればと思っています。

あと予算的な話となると、通常、こういうような人件費的な要素と、これからどのような役割をされていくかがあるかと思っていますが、当然、こういう組織ができましたという啓蒙、啓発に、まず一番最初に時間をかけなければいけない。

ですから、そういう形の予算が当然出てくる部分もあるでしょうし、その辺は、前に川西市さんの状況をちょっと聞いた際にも、総事業費が2,400万円とか、そのようなぐらいの金額は聞いております。

あと実施している自治体にも、予算等、どのぐらいかかるのかは聞いている部分もございますので、まずは初年度は様々な事業、啓蒙や啓発もあるでしょうし、その連絡、要は相談の受け方、ただ単に相談室のほうに来てもらう形になるのか、当然、SNSを活用するのことも含めると、そういったものも予算化していかなければいけないという形になってくる。

ですから、あくまでもどのような役割とどのような形で対応していくかを議論していただいて、最終的には、その部分については詰めていく形になるかと思っています。

○小川委員　　よろしいですか。今お聞きして、大変な額がかかってくるんだと思いました。これは、たしか国や都の補助金というのはつかないと思うんですが、小金井市独自の予算で実施していくということなんですよ。

○子ども家庭部長　はい。まず、オンブズマンを設置するという方針は市として持っていますので、当然、補助金あるなしにかかわらず対応していくという形になります。

ただ、言ったように、まず人件費のところは、まだ、どの程度の体制であるかが決定しているわけではないところがありますので、一概には言えませんが、基本的にこれは設置していく方向で今この委員会も立ち上がっていますので、その旨で御議論していただければと思います。

○水津部会長　ありがとうございます。いずれにしても、設置するということは決まっていることですので。

○子ども家庭部長　最終的には議決というものが必要になってくることだけはお伝えしておきます。

○水津部会長　なので、今ここで話したいのは、必要性のあることと、あとはその設置目的を明らかにして、どのように有効にできるかを専門家の方も交えてここで議論をした上で、必要なものは、ぜひつけていただくということになるんだと思います。

○喜多先生　　すいません、前回は健康上の理由で休ませていただきまして、久しぶりなので申し訳ないです。今のいわゆるマンパワーの問題で、やはり専門性というか、資格のある人という話も出たんですけれども、今回、オンブズというか、子どもが安心して相談できるような仕組みの中での専門性とは一体何なのかという。これは一般的な相談活動ではないわけですね。今大事なのは救済につながる相談活動という、個別救済を前提にした相談活動をする相談員というのはどうあるべきかという議論なんですね。

私は、前に一度御紹介したと思うんですが、昨年、僕が定年で辞める前の最後の仕事は、体罰を受けている子どもたちの意識調査、つまりダメージを受けている子どもたちが誰に相談しますかという意識調査をしたところ、8割、9割の子どもたちは誰にも相談しない。それが自分の身を守る、自分の安全を守るためには誰にも相談しないことが一番いいんだというのが、子どもたちの8割、9割ぐらいの意識だった。つまり救済を前提にした相談活動で、子どもからSOSを上げるというのは物すごく難しい。

このことがまず基本で、じゃ、どういうときに子どものSOSがキャッチできるのか。その一番具体的な例は、今、チャイルドラインなんですね。つまりチャイルドラインが非常にそういうSOSを受けやすく、私の地元の目黒でも、21時で終わるはずの相談活動が夜の2時までかかったと。そんなに、帰りはどうしたのかとこっちが心配になっちゃうようなことがあるわけですね。

何でチャイルドラインだったら子どものSOSがつかまえられるかという、幾つかの条件があるんですね。そこに専門性というものが、単なるカウンセラーの持っている資格の専門性とは違うんですね。

つまり傷ついた子どもが、自分の安全を守りながら、しかし何とか大人に助けを求めたいというときの流れの中で、1つは、秘密は守ってくれるという。さっきの個人情報の保護に関連するんだけど、秘密は守ってくれるということが前提だし、それから自分が名のらないでよければ話せるというのも、その子が安全安心に話せる条件だし。それから指導しない。チャイルドラインで大事なことは、絶対に指導しちゃいけない。寄り添う、伴走するという言い方をしますけれども、その子の気持ちになって、その子自身が解決できるように支えていくという活動。

言わば子どもに、君の秘密は守りますよとか、名のらなくていいよ、どこの学校かなんて絶対聞かないよ、あるいは、みんなで一緒に考えましょうという考え方。こういう専門性というのは、実は今の一般的なカウンセリング理論とか、そういうところから言

えば、子どもに特化した、傷ついた子どもがどうやったらSOSを発信し、また、それをキャッチできるかという仕組みを考えたときに、実はそういうことを実際にやっている団体とか、資格、制度とかはほとんどない。だから、そこを開拓していくことが大事だし。

1つのヒントは、つまりチャイルドラインのような子どもの相談活動をやっている経験がある団体から、経験を生かした、オンブズと協力関係をつくるような、そういうやり方もあり得るだろうということですね。

前にもちょっと紹介したように、ある県では、相談員をチャイルドラインからの派遣事業として、委託事業としてやっているような県もあるんですけども、やっぱり傷ついた子どもたちに、きちっと相談に乗れるような活動をやっているような場を経験していたり、そのことをちゃんと踏まえられるような人でないと、逆に言うと、資格があるから入ったという人は、かえって駄目な場合があるんですよ。子どもに寄り添えない。自分の力量とか資格、自分がこうやっているのはこの流儀でやっているんだという人に入られちゃうと、子どもは離れていっちゃうこともあるので、そういう意味でのオンブズの独立性というのはすごく大事だと思いますね。ちょっと長くなりました。

○水津部会長　いえいえ、ありがとうございます。すごく大事なことだと思います。

○子ども家庭部長　相談員の活用というところで、必ずしも直営ではなく、こういう組織があるというお話は以前聞いたことがありますので、当然、それはバツとか全然そういうようなことはなく、当然そういうことも視野にある旨は伝えさせていただきます。

○水津部会長　ありがとうございます。いずれにしても、子どもが相談するということのハードルをいかに下げて、相談しやすくできるかが条例以上に大事なことです。そこは何かの形でつくっておきたいという部分もありますし、喜多先生がおっしゃるような、別との連携みたいなところの考え方も、ある意味必要な部分もあるのかとは思っていますので、その辺も今までの例とか、いろんなことを踏まえてつくっていかれたらと思います。

せっかく制度があつて、お金もついても、誰も相談に来られなかったら話にならないので、何のためにということになりますよね。

○喜多先生　すぐに議会が問題視しちゃいますよ、そういうことになると。やっぱりきちっと件数が、ある程度実績があつたほうがいいですね。

○水津部会長　それはそうなんですけど、やっぱりさっき、どこで言おうかと思ったんだけど、行政施策の最後の評価のところ、どうしても相談件数とかいうところに、数値目標になっ

ちゃうんだけれども、それにすごくなじまないものの1つじゃないかと思うので、そこのところは最終的にどうするかというのも、議論は最後にしておきたい部分かと思います。

○児童青少年係長 今日欠席の古源委員から御意見をいただいているので、ちょっと御案内をさせていただければと思うんです。

まず、資料11です。資料を拝見して、それぞれの自治体で、オンブズパーソンの独立性と情報共有を含む連携について悩ましいとなっているところが気にかかります。この件で思い出すのは、小金井市でSSW、スクールソーシャルワーカーが導入された時のことです。担当学校制で、常駐ではなくパートタイム制での勤務であったため、果たして情報共有していいのかと様子を見るような時期がありました。次第に、そのネットワークの軽さや職能が認知されて、学校にとってはなくてはならない存在になったかと思います。

オンブズパーソン制度の周知に時間がかかるという自治体もありましたが、絵に描いた餅にしないため、方策が導入とともに取られることが大切なのではないかと思います。啓発や周知は、決して置き去りにされてはならないと思います。

子どもたちからの簡単アクセスを考えるなら、窓口だけでなく、アウトリーチやSNSなど、あと、どうしたら知ってもらえるかも考えなくてはなりませんよね。実はそれ以前に、相談してもいいんだよも、もっと伝えなければならぬと思います。

一番大切なのは、連携機関への周知ではないかと考えます。オンブズパーソン制度のある自治体として、それをどう活用するのか。子どもに関わる関係機関とビジョンを共有することなくスムーズな船出はできないのではないかと感じております。

以上です。

○水津部会長 ありがとうございます。今まで議論したことがかなり、全て入っているかと思いますが、ありがとうございました。

あと幾つか、挙がっている中でまだ議論になっていない部分があるかと思うのと、ちょっとここら辺は分からないみたいなことがあるかと思うんですけど、半田先生に少し御説明もいただきたいところなんですけど、私は個人的に啓発教育をどの程度ということと、あとモニタリングという単語について、ちょっとイメージが分からないので、もしよろしければお伺いできればと思っています。

○半田先生 まず、最初の広報、啓発、教育、子どもの権利学習というところですが、それぞれの

自治体の中でいろいろな工夫をなされているのかと思います。

ある自治体では、全学校に訪問し、相談室ができた意味であったりや学校の先生対象に、また、子どもを対象に説明をしていくという自治体もごございます。また、ある自治体では、全中学に焦点を当て、全ての中学で子どもの権利学習を実施するという自治体もごございます。

それは教育委員会や学校と協力体制を結んでいかないと実施することはできないので、校長会であったり教育委員会と相談しながら、学校をベースとした広報、啓発、または子どもの権利学習をどこまでやることができるのか、また、人権教育ということであるいろいろな学校の中に、こういった子どもの権利学習とか子どもの権利擁護をうまく組み入れていただくのか、そういったところの検討はしていく必要があるのかと。

例えば、今、緑の冊子の広報、啓発というところの30ページ以降を見ていただきますと、まずポスターを作る、リーフレットを配布する、相談用の広報カードを作る、活動報告書を作る、各学校や関係機関にレターという形で機関誌を発行していくなど、広報、啓発グッズを作っていく。あとは様々なイベントに参加させていただく、児童館の事業にも参加させていただくとか、各学校から呼んでいただいたときにそのテーマに応じたお話をしていくとか、そういう活動をしていたりします。

あとは、35ページを見ていただくと、関係機関と様々な機会を通じながら意見交換をしていくということは、一般的な広報、啓発活動になってくるかと思います。

先ほど、委員とか相談調査専門員の力量という話がありましたが、この力量を形成していくために、他自治体との交流を持っていったり、また、他自治体が行っている研修会と一緒に参加していきながら事例を検討したり、オンブズワーク、オンブズアプローチというものについて学習していく取組もしていると思います。

あと、2つ目のモニタリングというところですが、これはとても難しいのかと。何というんだらう、それぞれの自治体の中で子どもの権利が守られている仕組みができていくかどうかをチェックしていくというところに、この子どもの権利擁護機関がどこまで関わられるかというのは、とても難しいところかと思っております。

先ほど川崎市の話がありましたが、川崎市の場合は、こういった相談、救済に関しては人権オンブズパーソンが実施する。子どもの権利施策全般に関するモニタリングは子どもの権利委員会が実施していくというふうに切り分けてやっていたりします。

なので、こういった相談、救済機関が担うモニタリングをどこまでの範囲にするか。

あくまでもケースに関わっていくのか、それとも小金井市が子どもの権利施策を展開するとき、このオンブズも委員として入る中で検証作業と一緒にやっていく形にするのか。小金井市の中における子どもの権利施策とか、子どもの権利に関わる様々なことの全般のモニタリングをどこまで担う設計にするのかは、また議論をしていく必要があるかと思っています。

特にここの部分ができていない自治体がほとんどで、実際に始まると個別の相談、救済に追われてしまって、モニタリングの部分とか全体の制度の仕組みを改善していくところになかなか行き着かないのが現状なので、常にそういった視点は制度設計の中に入れて込みつつも、その部分は、実際にできたときに、その運用に任せていくことが求められているのかとは思っています。

○水津部会長　ありがとうございます。もうちょっと素人なので、前段階のモニタリングそのもののやり方というか、具体的にどういうことを。

○半田先生　そうですね、いろんなパターンがありますが、どう説明しようかな。一言で言うならば、子どもの権利が守られているかどうかを監視していくとか、評価、検証していくというのがモニタリングの意味なのかと思います。

しかしながら、基本的には個別相談、救済に基づくモニタリングというものが、このオンブズはベースになってくるのかと思うので、個別具体的な事例の中で、子どもの権利侵害がなぜ起こったのか、それは仕組みによるものということが分かった場合は、その仕組み自体を変えていくように、制度改善とかを要求していく。そして、その中で子どもの権利がちゃんと守られる仕組みになったかどうかをチェックしていくというのが、1つのモニタリングの、オンブズの中のモニタリングの在り方なのかと思っています。

もっと広げるのであるならば、小金井市の子ども施策が子どもの権利に根差したものになっているかどうかの評価、検証にも関わりながらチェックしていくというやり方もありますが、なかなかそこまで職務に入れていくのは難しいのかとも思っています。

まさに、ここの子どもの権利部会は、本来的にはそういった役割を担っていくことになるので、そこと連携、協力しながら対応していくというやり方もあるのかと思います。

○水津部会長　ありがとうございます。あくまでも個別救済の中から出てきた問題を調査するとかしながら、解決するための大きな枠をつくったということですね。

○半田先生　はい。その中で子どもの権利がちゃんと守られている仕組みになったかどうかをチ

ェックしていくというのが、オンブズが担う最低限のモニタリング。あとは、もう少し幅広い役割をどこまで担わせることができるのかというのは、制度設計の中で検討すべきかと思います。

○水津部会長 分かりました。いかがでしょうか。あとは何か、いろいろと文言が出ているんですけども、そこも含めて。

○半田先生 先ほど鈴木委員と部長が御議論されていた法的な制度設計の話を補足させていただきますと、基本的には、まず条例がある。そして、条例をどのように施行していくのかということで、施行規則とかを設計していく。それが大きな例規集に載る法的枠組みなのかと。

あとは、それに基づいて、子どもの権利擁護機関が、相談が来たときにどのように対応していくのかという個別のマニュアルをつくっていったり、そこの中での申合せ事項というものもつくっていく。その中で、条例、施行規則、運用全体の制度設計ができていくのかと。

個別のケースにどのように対応していくのかは、擁護委員会とかケース会議というものを開く中で、個別のケースを検討しながら、どのように最善の利益を確保していくのかという、常に日常の議論が求められていくのかと思います。

○水津部会長 ありがとうございます。事務局から、これについてというものがあれば。

○児童青少年係長 皆さんの御意見を伺っていくと、今つくろうとしているのは権利侵害に関する救済窓口なんですけど、権利侵害に当たるもの以外の、子どもの悩みとかもややんについて聞ける相談機関、相談員が実際はベースにいて、そこから上がってくる本当の権利侵害物に関して、例えば申立てなりという形で、条例に基づく、権限に沿った、強い権限が必要な対応をしていくものというイメージで皆さんはいらっしゃるところが、1つ確認したかったところで。このベースにある相談について、相談員の質とかというお話はあったんですけども、安心して相談できる環境という部分についての御意見とか、そういったところについて、もうちょっとお伺いしたいという部分と。

あと、本当の権利侵害になった場合の調査権だったり勧告、意見表明とかいった部分についても、まだあまり御意見をいただいていたかと思うので、そっちの、本当の権利侵害が起こった場合も、ちょっと御意見を伺いたいと思うんですけども。

○水津部会長 いかがでしょうかね。どういう御意見を言ったらいいのかが分かりますと。

○児童青少年係長 一応イメージとしては資料10が流れとしてはあって、ほとんどの場合は、ベース

にある相談員がもやもや、悩みを聞きました。本人が望むやり方、本人がスッキリした解決を目指す調整活動で終了になるんですけど、本当の権利侵害事案が出た場合に、権限がないと何もできないというところで、条例で権限を付与していこうというのが、この条例をつくろうというところであるので、その辺りについて、もうちょっと御意見をいただければというところになります。

権限として今、想定しているのは調査権と、市の施設とかに関しては、調査して自分たちで意見を表明する、モニタリングするまでになるかと思うんですけど、意見を表明する意見表明、それと、市の施設には是正勧告と、一応、イメージとしては市の施設以外だと条例で縛り切れないというか、「努めなければならない」とか「協力する」とか、そういったことまでは言えるんですけど、法律と違って強制できる範囲があまりないというか、弱くなる部分がありまして、市の所管施設でないところには是正要請、要請をして協力してもらいたいなイメージかなと思っているんですけど、そういう形で条文をつくっていく感じでどうでしょうか。

○鈴木委員　　すいません、市の施設だと条例で縛れるということなんですけど、高校とかはどうなんでしょうか。

○児童青少年係長　今、小金井市にある高校は、都立、国立、私立の3パターンしかございませんで、小金井市立というのがないので、市の条例で縛れるものではないです。

○鈴木委員　　すると、そこに関して何らかのアクションを起こせるようなルールはやはり必要かなと思うんです。弱くとも何か入れるというのは、やはり必要だと思うんです。公的じゃなくて私立のほうでも同じような枠組みで言うような、勧告はできないということですね、今の話からすると。何ができるんですか。その場合、どういう可能性があるのか、ちょっと分からないんですけど。

○水津部会長　　要請して、協力を仰ぐというような表現だったんですけど、そんな感じになるんですかね。

○半田先生　　そうですね。あと「意見を言う」というようなところなのかなと。なので、市の関係機関とか、市の機関に関しては、まずは協力義務を入れ込んでいくと。それ以外のところには協力の努力義務を入れ込んでいくというのがまず1つなのかなと。あとは、調査した結果、問題があったときに、市の機関への是正勧告とか是正要請というようなものと、民間、また、都立、国立に対する、こういうふうに変えたほうがいいんじゃないですか的な意見とか要請というものは、レベルを分けて法的な位置づけをしていく必要が

あるのかなど。あとは、小金井市に住んでいて他自治体の学校に行っている人とか、他自治体から小金井市の学校に来ている人、施設に来ている人がいるというふうに思うので、それらも対象にしていくような制度枠組みというものが求められるのかなどと思っています。

○喜多先生　具体的な例で言うと、かつて川西市のオンブズ制度を、市民で兵庫県立の高校に通わせている親が、その県立の高校でのいじめで自死してしまったということについての依頼を川西市にしたというケースがあるんですね。県立高校のいじめ自死事件なんだけど、川西市が相談を受けるという。これはつまり、県の中にそういうオンブズの役割のものがないときによくある。結構、川西市は苦勞して、でも県の所管のことは一切、協力を得られないので相当苦勞したという話があるんです。あまりそれ以上は半田さんも言えなくて、何を言いたいかという、こちらだって同じケースはあり得るわけで、その場合に東京都としての権利擁護の仕組みと、この小金井市での協力関係というのを意識して、今後、検討材料にしておく必要があるなど。当然、あり得るんです。小金井市民で都立高校に通っている子がいるというケースは結構多いわけだから、その場合の対応をどうするかというのは、東京都の場合ではまだ権利擁護の一応の形はあるので、それを何かうまくつなぐ方法も考えておく必要があるのかなど思うんですけれども。

○半田先生　そうですね。それは制度運用上のところで、都立のケースが来た場合、小金井市の機関でまず受け入れられることができるような制度設計にしておく。あと、より実効性を担保していくためにどうするかということは、あとはケース会議等で検討をしていく。世田谷区の場合もそういったようなケースはもちろんございまして、そういったときに世田谷区の人権擁護機関から東京都の人権擁護の仕組みと連携を求めるといことも考えられるんですが、そういうようなケース、やり方はあまり取っておらず、東京都の場合、世田谷区でももちろん対応はすることができる。しかし、まだこういうところもあるので、そちらから相談に行くというやり方もあるんじゃないですかということで、リファーというか、それを御紹介するというようなこともあります。その御紹介に基づいて相談者がそちらのほうに行き、そちらのほうから都立の対応をしたというようなケースも実際にはございます。

○水津部会長　せっかく考えているのに、その子の所属している部分によって手が出せないとか、解決できないという問題があることを避けたいと思うので、その辺は運用の部分とかで工夫ができるということですね。

○半田先生　　まずは小金井市に関わる子どもがちゃんと対象になるような制度設計をし、その中の意見表明とか是正要請の中では、市に対するものと、それ以外のものは当然、レベル分けをした中で条例に盛り込んでいくことが必要なのかなと思います。

○水津部会長　　ありがとうございます。

○子ども家庭部長　　多分、条例の中で、これがまず、子どもってどこまでにするとか、あと、大人も、誰でも認めますよ、相談に来てくださいよというところがまず大きな枠になってくるのか。子どもだと18歳未満だとかそのぐらい。ただ、必ずしも住んでいる方、または、よそに住んでいて小金井市に来ている場合、小金井からよそに行っている場合、様々あるかと思っているので、そういったところがまず、こういった条例の中でうたっていくというような形になっていくのかなという思いがあります。ですから、そこは整理していく必要があるものかなと思っています。

あと、機関に関して言えば、ずっと皆さん方がおっしゃっているように、市の施設と市の施設でない場合では同じような形で要請であったり、勧告であったりというような形はあって、あとはそれをやった後の対応というのを市のほうで、この機関にこうこう求めるというような形が大体一般的にうたわれていく制度設計になっていくのかなというところだけ、取りあえず少し補足だけさせてください。一応、そのような制度設計にしていってほしいのだろうなという思いは事務局としては持っています。

○水津部会長　　ありがとうございます。何かちょっと形が見えてきたかなというふうに考えます。

○小川委員　　今までお話を聞いていて、大澤部長のほうからも話があって、なるほどなとすごい納得ができました。制度的にはそういうようにできていくといいなと思いました。

ただ、さっきも言いましたけど、関わる人が物すごい大事だなと思いました。そのために研修とか、一般市民や子どもに対して内容の周知徹底をしていくことが大事だなというふうに思った。というのは、関わる人の研修ということでいうと、例えば一生懸命やっていた先生で失敗をしてしまったというような例があったんですけども、子どもが昼休みに「〇〇ちゃん、一緒に遊んでくれなかったんだ」というようなことを言いに来て、話を聞いていたら、ほかの子が「〇〇ちゃん、カウンセラーの先生の部屋入っていったんだよ」というようなこと。カウンセラーの先生と、その後、問い詰めて、「さっき〇〇ちゃん、行きました？」って言ったら「ええ」って言った。その先生は子どもに放課後、「昼休みにカウンセラーの先生のところに行ったみたいだけど？」って言った。「何かあったら先生に相談してほしいよね」というような言葉を言った。そし

たら、その後、いろいろなことがうまくいかなくなりました。というのは、カウンセラーの先生は、子どもには「誰にも言わないから、いろいろなことをしゃべって、話してね」と言っていたんだけど、その担任の先生は、いろいろな意味で児童理解ができていたんだけど、一言「言ったの？」というようなことがあった。本当に小さなことなんだけど、本当に研修って必要だなと思う。関わるということが、よかれと思って関わって失敗してしまうようなこともあったりするので、関わる人たちにいろいろな意味での研修をしていただければなというふうに思っております。何かうまく言えなかったんですけど、そんなような例があったりするので。

○喜多先生　　ちょっと僕も。来月の回は出られそうもないので、もしかしたら最後の参加になるかもしれないので、今の話にちょっとつながるんですけど、最初に入っていた連携とか協働に関連した話なんですけれども、やっぱりこのオンブズを立ち上げたとき、どこのオンブズでも一番苦労しているのは学校との関係、連携や協働だと思うんです。

今のお話の中でいうと、つまり、名古屋は子どもの権利文化をつくろうというのはあるけれど、実は学校は学校文化を持っているんです。その学校文化というか、学校のあらゆる種、特殊な社会、そこで通常とされている規範とか行動良識とオンブズというのは、なかなか相容れないというのがあるんです。

例えば情報の問題で言えば、学校というところは情報共有が前提。どんな仕事も子どもたちの情報についても、共有するということから指導をさせて学校づくりをしていくという、伝統的にそういうつくり方をしていますから、子どもの個人情報共有するところから始めるというのがあるんですよ。でも、さっき言ったように秘密は守りますという、子どもの立場から、傷ついた子どもが相談するときというのは、秘密を守ってくれるから話して、ここの違いはすごく大きいわけです。

いじめ防止対策推進法には教師の通報義務というのが課せられていて、通報することによって情報共有しなければいじめ対策委員会は開けないから、だから、いじめ対策法について今、通報をしない、つまり、子どもから相談を受けた教師が学校全体に通報しないのは、ペナルティーを科そうというような議論もあったわけです。つまり、通報しない、学校全体に連絡しないで抱え込んでしまっている教師は問題だと。だから、それは懲戒処分にすべきだというような議論も実はあるわけで、そのぐらい学校というのは特殊な社会で、それを子ども、オンブズとか、こういうものが入ってきたときに、やはり何とかの違いというものをきちんと意識して、その仕組みというものを考えていかない

と、やっぱり学校はどうしても特殊な抱え込む社会なので、オンブズに対しては非常に、第三者なんだけど、外圧的な見方を、このヒアリングの中でも必ず入っていますね。煙たがれるとか、学校側からすれば。だから、協力をやるというときの対応は非常に大変だということ、だから、僕が一番大事なのは、むしろ学校側が協力を求める面で、それが欲しいんです。

こちら側から協力を求めて学校が対応してもらおうということはもちろん課題なんだけど、例えば川崎の小6の男の子が集団リンチに遭ったときも、実は支援システムがたくさんありながら、学校は自分たちだけでやろうとして、ああいう不幸な結果を招いてしまったということがあって、本当は学校の側がもっとこういう支援システム、地域の支援システムに連携をすれば助かったという子どもも結構いるわけです。だから、連携の問題というのは、特に学校は子どもたちもすごい研修が受けやすい場でもあるので、その環境を調整していくことがすごく重要じゃないかなと。協力を求めるだけではなくて、向こうが協力してくれるような関係性をどうつくるかという、そんなところもぜひ視野に入れて検討いただければということです。

○水津部会長 ありがとうございました。喜多先生もいろいろ御協力いただいて。

○喜多先生 すいません、いろいろ御迷惑をおかけしました。

○水津部会長 とんでもないです。

前田さん、ほかに気になるところがあれば。

○児童青少年係長 あと10分ぐらいなので、触っていない項目だけでもし御意見があればというところなんですけれども、コロナ禍のキーワードを盛り込めたような内容がまだ出ていなかったかなと思うので、制度設計、運用するときというところではあるので、条例に含める含めないではないんですけど、もし御意見があったら伺いたいなと思っております。

あと、前に出ていたワンストップで救済をしていく部分について、半田先生のほうから、さっき都立とかの場合、東京都にもこういう制度があるよというリファーマーをかけたとか、そういうことはするということなんですけど、迅速にその子の問題状態を解決する方法を取っていくために、その迅速性という部分の観点からも何か御意見があったら伺いたい。その2点、お願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○水津部会長 では、コロナ禍についてということですが、どうなんですか。

○児童青少年係長 半田先生、何か変わりましたか。

○半田先生 まず、コロナ禍の中で対面で面談をすることが難しくなったわけですね。なので、リ

モートで相談を受け付けるかどうかということもありましたが、なかなかズームとかを使いながら相談をするというのは、市の相談機関の設計としては難しいというようなことが分かってきました。あとは、来たときに体温をぴっと測るとか、そういうような運用の中で緊急事態宣言とか、様々な絡みの中で面談をどういうふうにしていくのかということの検討は必要だと思います。それは条例レベルとかではない、運用レベルの話かなど。

あとは、コロナ禍の中で相談が激減している自治体がとても多いです。

○水津部会長 激減ですか。

○半田先生 激減しています。コロナ禍の中で家庭の中で居場所がない子どもとか、しんどい思いをしていたりする中で相談が増えているいろいろなNPO団体とかはあるものの、こういった権利擁護機関の中では相談が減っているというようなことが多く聞かれます。

○水津部会長 それはどう分析したらいいかはちょっと分からないですけど。

○半田先生 難しいです。

○水津部会長 難しいですね。こういう状況になると、いろいろな不測の事態というか、今まで考えられなかったことが日常化していく中で、それをどう対応するかというのは、先生がおっしゃるような運用の部分の中のマニュアルのところとかに、いろいろ考えられることを入れていく。

○半田先生 あとは、コロナ禍になったときに、世田谷の場合はメッセージを保護者とか子どもに宛てて出しました。名古屋なんかはメッセージを動画にして配信するというようなことをしたところもあります。なので、緊急事態の中における相談体制をどんなふうにするかというようにしていくのかというようなことは、常に視野に入れておく必要があるのかなと思っています。

○水津部会長 ありがとうございます。

○鈴木委員 いいですか。緊急事態に対する対応というのは置いておいて、コロナに関して一言申し上げますと、割と小学校、中学校、高校ぐらいまでは、最初、自粛期間はあったものの、もう復活しているんです。だから、それほど影響はないんですけども、今回、対象に入りにくいと思われる大学生は、相変わらず自粛というか、オンライン授業で大学に行けていない。結構そこは大きな影響が出ているので、どこまでを子どもと含めるかというのは難しいところだと思うんですけども、私、大学関係なんですけれども、結構残念な事件も既に起き始めているので、特別な事例かもしれないですけども、18歳ま

でのサポートでいいのかどうかというのは、ちょっとこれを機に考えてもいいのかもしれないなとは思いますが。

○水津部会長 それはそうですね。今後の課題ということで。どうぞ。

○長岡委員 御質問とは違うんですけども、せたがやホッと子どもサポート活動報告はすごくよくできていて、これの2ページを見ると、この制度についての具体的なことが書かれていて、体制というところかというと、サポート委員3名はこういう方たちですよとか、相談・調査専門員は5名であるとか、相談方法については平日は何時から何時、土曜日は何時で、パンフレットとしてはすごくこれもいいなと思うんですけども、どういう相談体制でやっているということも端的にこのページは分かる。

4ページにいくと、その後、擁護委員会議というものがどのぐらいのペースで開かれていて、これらの活動をするのに大体5,000万とか2,500万と先ほどの話につながっていくのかなということもよく分かる。

その後、43ページを見ると相談者からの声ということで、高校を卒業した3人の当事者の方々の文章を読むと、話せただけで気持ちが救われたとか、46ページのCさんのお話なんか、存在を否定しないで自分を認めてくれたこと、そのことが本当に救われたんだというような、解決の方法ではなくて、この子たちの実際の声というのが物すごくよく出ていて、分かりやすいなと思います。

52ページの世田谷区の子ども条例というところでちょっと気になったのが、54ページの第19条なんですけれども、「子どもは擁護委員に」というところで、子どものくくりというのが(1)から(4)まであって、区内に住所を有する、事業所で働いている、区内にある学校・児童福祉施設というようなことが書かれていて、先ほどのお話だとどうなるんだろうというか、住所があって、区内の学校・児童福祉施設に通学や通所、入所している子どもという規定がこういうふうにある中で、先ほどの喜多先生もおっしゃる、ここからほかのところに行っているというお子さんの問題であったりとか、そういうのもここまで条例ではっきりなっているということもあるので、もう少し自分もこの条例を読ませていただいて、小金井市の参考にできたら、すごくこれ、とても参考になる。ありがとうございました。

○水津部会長 ありがとうございます。今日いただいたんですけど、私もさっきからぱらぱらと見て、すごく分かりやすくできていて、イメージが取りやすいので、ぜひ皆さん読んでいただいて、御意見をそこからと思います。

これ、あれですよ。条件というのは、どれかに関わっていればいいということですね。

○半田先生 はい、そういうことです。

○水津部会長 全部じゃなくて、このうちのどれかが関わっているという意味ですね。

○半田先生 そうすると、おおむねフォローできるということと、さっき鈴木委員が対象は何歳というと、基本的には18歳未満ということですが、18歳、19歳の中で例えば高校生とかも特別な事情の中で対応することができるというのも書かれていたりします。あと、よく最近子どもだけではなく、子どもと若者をセットで接続の関係で捉え、39歳より若い人との接続の部分を考えて体制をつくっている他の自治体が多いかなというふうに思います。その中で広げるのか、子どもに焦点を当てるのかというところの議論は必要かなと。ここは子どもの権利部会ということを考えると、おおむね18歳というところで1つ区切りをしながら、18歳以降になったときに小金井市としてどういう相談事業があるのかということは、もう一步調べておき、特に18歳になって擁護機関の対象ではなくなるんだけど、引継ぎをしておいたほうがいいよねというふうに思ったときに、そういったところと接続ができるような、小金井市全体としての設計というものが求められているんじゃないかなというふうに思います。

○水津部会長 そうですね。ここに上がるのは18歳未満かもしれないけど、その後も子どもの人生は続きますので、そこが流れて救済、もちろん幾つになってもできるようなシステムが市の中にちゃんとあるということが大事だし、それを広報できることも必要だと思うので、そういうことも考えていくことなのかなというふうに思います。

時間のほうが来てしまいましたが、迅速性というのは当然の話ですので、それがどうやって担保できるのかということをもう少し、次のときまでに具体的なこととかも上げられたらと思います。

今後の進め方としては、前田さん、いかがでしょう。

○児童青少年係長 皆さん、せたホッと活動報告からも、もうちょっと見て意見を上げたいというお話もありましたので、予定としては今日までにもらった意見で条例案というか、権利擁護の在り方、基本的な考え方を考えるというのが部会の役割でしたので、在り方、基本的な考え方について事務局のほうで資料をまとめて、その資料を基に、それを報告するものの原案としてまとめて、皆さんに御意見いただこうと思っていたのですが、もうちょっと意見をいただいけそうな感触でしたので、宿題みたいな形で御意見をいただければ

と思っております。

次回については、当初2月頃を予定していたんですけど、議会月に差しかかってしまうため、1月28日で開催を予定しております。なので、12月の2週目ぐらいまでに御意見いただけるとありがたいかなと思っております。締切り等々については、またメールで御説明させていただきますが、今日いただいた御意見に補足があるものと、せたホッとの活動報告書の条文とかを見て、ここいいなとか、こういう表現とか、何か御意見があれば広くいただければと思っております。

以上です。

○水津部会長 ありがとうございます。では、今日のところまでの積み残しがあれば、ぜひメールでまた御意見をということと、次回はもう少し具体的なものをお示しした中で、具体的な御意見をいただいて、少し形にしていかなければと思いますので、そういう形でいかせていただきたいと思います。もし、たたきのものができるようになりましたら、なるべく早めにお配りして、皆さんに御検討いただいて会議をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

本日はこれで一応、時間となりますので、以上で大丈夫ですか。喜多先生、半田先生、本当にありがとうございました。では、終わりにさせていただきます。

ちょっと参考資料のところだけ一言、部長から。

○子ども家庭部長 本定例会で、教育委員会のほうでいじめ防止対策推進条例というものを出します。こちらの参考資料です。それを参考まで、皆様方の机の上に置きましたので、御覧いただければなと思っております。若干この組織ができることによって、オンブズにも関わってもらおうかなという思いでおります。

○水津部会長 それでは、以上です。ありがとうございました。

— 了 —